

# 飯塚市キャッシュレス決済導入等業務委託(キャッシュレス決済代行業務) プロポーザル実施要領

この要領は、飯塚市が「飯塚市キャッシュレス決済導入等業務委託(キャッシュレス決済代行業務)」の受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するための必要な手続き等について定めるものである。

**1 業務名** 飯塚市キャッシュレス決済導入等業務委託(キャッシュレス決済代行業務)

## 2 業務の目的

飯塚市が飯塚市市民課、税務課、穂波支所市民窓口課、筑穂支所市民窓口課、庄内支所市民窓口課、穎田支所市民窓口課において、各種証明書等発行時の市民の利便性の向上及び証明書等手数料の集計業務の効率化を目的として、キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー及びQRコード決済等)の導入に伴う指定納付受託業務、またそれにかかる機器の設置及び操作研修等の業務を委託するものである。

**3 履行期間** 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

**4 見積限度額** 720,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

## 5 業務の内容等

別紙「飯塚市キャッシュレス決済導入等業務委託(キャッシュレス決済代行業務)仕様書」のとおり

## 6 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者にあっては、プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結の日までに、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外の者にあっては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当しないこと。
- (2) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。(消費税及び地方消費税を含む。)
- (8) 官公庁において本業務の類似業務の受託実績を有すること。
- (9) 福岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。

## 7 事業者の公募

- (1) 飯塚市公式ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。
- (2) 公募の期間 令和 5 年 6 月 16 日(金)から令和 5 年 7 月 18 日(火)までとする。

## 8 実施スケジュール(予定)

内 容	日 程
実施要領の公示	令和 5 年 6 月 16 日(金)
質問票受付期間	令和 5 年 6 月 16 日(金)から 令和 5 年 6 月 30 日(金)午後 5 時 15 分まで
質問票回答期限	令和 5 年 7 月 7 日(金)
参加表明書及び企画提案書等提出期間	令和 5 年 6 月 16 日(金)から 令和 5 年 7 月 18 日(火)午後 5 時 15 分まで
第 1 次審査(書類審査)結果通知 ※第 2 次審査実施の連絡を含む	令和 5 年 7 月 20 日(木)
第 2 次審査(プレゼンテーション)	令和 5 年 7 月 25 日(火)
第 2 次審査結果通知	令和 5 年 7 月 31 日(月)

※日程については、変更する場合あり。

## 9 参加表明書及び企画提案書等の受付

### (1) 提出書類

No.	提出書類	備考
1	プロポーザル参加表明書(様式 1)	
2	会社概要票(様式 2)	会社概要が分かるパンフレット等がある場合は、1 部を併せて提出すること。
3	業務実績調書(様式 3)	
4	見積書(様式 4)	見積内訳書を添付すること。(任意様式)
5	キャッシュレス決済ブランドと手数料等一覧(様式 5)	
6	企画提案書	任意様式とし、作成については、下記 10 企画提案書の作成要領を参照

7	法人の所轄法務局が発行したもので現状と相違ない登記事項証明書(記載事項証明書)	写し可
8	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)	直近の決算のもの
9	国税、県税及び市税の納税証明書(消費税及び地方消費税を含む。)	未納がないことが確認できるもの。写し可
10	役員名簿(様式7)	
11	印鑑証明書	
12	委任状(任意様式)	※支社長等を代理人とする場合
13	返信用封筒	宛名を記入の上、84円切手を貼付

(2) 提出部数 11部(提出書類は長辺綴じにすること。)

① 正本 1部

※提出書類No.7、No.9、No.11は、発行後3ヶ月以内のものに限る。飯塚市有資格者名簿登載者は、No.7～No.11は不要とする。

② 副本 10部

※提出書類No.2、No.6のみとする。また、事業者の名称や事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。

(3) 提出期限 令和5年 7月18日(火)午後 5時15分まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵便によること。ただし、持参する場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯に持参すること。なお、郵送の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等について飯塚市はその責めを負わない。

(5) 提出場所

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所 本庁舎1階

飯塚市 市民環境部 市民課 (担当:片岡、工藤)

E-mail shimin@city.iizuka.lg.jp

電話番号 0948-22-5500 (内線1014)

FAX番号 0948-26-1384

## 10 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- (2) 本編は、A4版、横書き、長辺綴じ、20ページ以内、両面印刷とし、文字は11ポイント以上とする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えないものとする。
- (3) 企画提案書の内容は、「14 審査項目及び配点」中の区分(1～8)の審査項目を見出しにして、評価基準の内容について順に記載すること。なお、区分5についてはキャッシュレス決済端

末の製品名や基本的な性能及び取扱方法について記載すること。

- (4) A4 フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとすること。  
フラットファイル等の表紙は、「飯塚市キャッシュレス決済導入等業務委託(キャッシュレス決済代行業務)に係る企画提案書」と記載し、正本(1部)にのみ社名を記載し、代表者印を押印すること。

## 11 質問票の受付及び回答

### (1) 質問票の受付

受付期限：令和5年6月30日(金)午後5時15分まで(必着)

提出方法：質問票(様式8)により、電子メールで下記メールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。

E-mail shimin@city.iizuka.lg.jp

電話番号 0948-22-5500(内線1014)

### (2) 質問票に対する回答

令和5年7月7日(金)までに質問票に記載されたメールアドレスに電子メールで回答し、受け付けした全ての質問について、質問者名を伏せ、飯塚市公式ホームページに掲載するものとする。

## 12 プロポーザル参加の辞退

参加表明書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する場合は、令和5年7月18日(火)午後5時15分まで(必着)に辞退届(様式6)により行うものとする。提出方法は、本実施要領9(4)の参加表明書等の提出方法と同様とする。

## 13 審査の手順

飯塚市に「飯塚市キャッシュレス決済導入業務委託業者審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、本業務に最も適していると認められる受託候補者(1社)を選定する。

### (1) 第1次審査

第1次審査は書類審査にて実施する。参加表明者が、多数となった場合は、審査委員会において「14 審査項目及び配点」の区分1~4の項目により審査を行い、第2次審査参加者を5社程度選定するものとする。

### (2) 第1次審査結果通知

第1次審査通過者にのみ電話にて審査結果とプレゼンテーションの実施についての連絡を行い、後日、すべての提案者に書面で結果通知を行う。

### (3) 第2次審査(第1次審査通過者のプレゼンテーションによる審査)

- ① プrezentationは、「14 審査項目及び配点」中の区分(5~8)について順に行うものとする。
- ② プrezentationの時間は、実機(キャッシュレス決済端末)を用いたデモと合わせて30分以内とし、その後10分間の質疑応答時間を設ける。
- ③ 原則、プレゼンテーション審査の順番は、参加表明書の受付順とする。

- ④ 参加人数は、3名以内とする。(説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。)
- ⑤ プレゼンテーションでパソコン等の機材を使用する場合は、第1次審査通過者が準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは、飯塚市が準備する。プロジェクターはHDMI入力端子を有している。
- ⑥ 提案者は、審査中に事業者名等、自社が特定できるような情報を公表しないこと。公表した場合は、第2次審査の得点から審査委員1名につき5点を減点する。
- ⑦ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めないものとする。
- ⑧ プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開とする。
- ⑨ 審査委員会における審査により、第1次審査及び第2次審査の総得点が最も高い者を受託候補者と決定するものとする。ただし、審査の結果、最高得点提案者の総得点が6割に満たない場合は、選定対象としない。
- ⑩ 第1次審査及び第2次審査の総得点が同点の場合は、次のアにより、さらに同点の場合は次のイにより受託候補者を決定するものとする。
  - ア. 第2次審査のみの得点が最も高い者
  - イ. 審査項目「決済端末の操作性・機能」及び「決済情報等の集計機能」の得点が最も高い者

(4) 第2次審査結果通知

- ① 受託候補者には、電話にて連絡を行った後、書面で通知する。
- ② 上記①以外の者には、審査結果を書面で通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、飯塚市公式ホームページに以下の内容を公表する。

- ① 受託候補者の名称、所在地、総得点
- ② 受託候補者以外の事業者の総得点(事業者名は「A社、B社」等として公表)

#### 14 審査項目及び配点

区分	審査項目	評価基準	配点
1 第1次審査	類似業務の受託実績 ※	官公庁からの類似業務の受託実績が豊富であることは、高い信頼性につながり、他団体での経験が飯塚市に多くをもたらすことが期待できる。	10
2	決済ブランドの種類	市民の利便性の向上のためには、飯塚市が必須としている決済ブランドだけでなく、選択肢ができるだけ多いことが望ましい。	15
3	決済手数料とその支払方法	キャッシュレス決済手数料率が適切であるか。また、決済手数料の支払方法が飯塚市の負担の少ないものであるか。	15

4		導入経費(見積金額)	導入経費(見積金額)について、合理的で公正な価格設定であること、また、できるだけ安価であること が望ましい。	10
5	第 2  次 審 査	決済端末の操作性・機能	キャッシュレス決済時の利用者、職員どちらに とっても操作性に優れた端末であり、作業効率 に資する有益な機能を備えていることが望まし い。	30
6		決済情報等の集計機能	キャッシュレス決済の決済情報等の必要データ の集計機能が職員にとって使いやすく有用であることが望ましい。	15
7		機器の保守及びサポート体制	デジタル技術に不慣れな職員の心理的負担を軽 減し、トラブルの際にも適切なサポートが受け られる体制が提供されることが望ましい。	15
8		操作研修・マニュアル及び導入スケジュール	キャッシュレス決済導入時の職員向けの事務マ ニュアル及び操作研修が職員にとって分かりや すいものであり、かつ無理のないスケジュール で、安心して導入されることが望ましい。	10
合計				120

※ 区分 1 類似業務の受託実績についての業務とは、飯塚市キャッシュレス決済導入等業務委託(キャッシュレス決済代行業務)仕様書「3 業務内容」に記載した各業務を指す。

## 15 失格条項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領 4 記載の見積限度額を超えている場合
- (2) 本実施要領 6 記載の参加資格及び要件を満たさなくなった場合
- (3) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの
- (4) 記載された事項が提出条件に適合しないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されたもの
- (6) 契約が締結できない、または締結の意思が認められないもの
- (7) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に該 当する行為が認められた場合及び名簿登載者以外のものにあっては、飯塚市指名競争入札参 加者の指名停止措置要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当した場合

## 16 契約の手続き

- (1) 契約締結に向け、飯塚市と受託候補者との間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協 議を行うものとする。なお、協議にあたっては、仕様書等の内容の一部を修正する場合があ る。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更

は原則認めない(ただし、飯塚市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものは除く)。

- (2) 協議が整った場合は、受託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結するものとする。
- (3) 受託候補者が契約を辞退したとき、または参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次点事業者と契約手続きを進めるものとする。
- (4) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び飯塚市契約規則などの関係規程の定めに従い処理するもの。

## 17 その他

- (1) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲内において複写することがある。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等については、飯塚市情報公開条例第8条第2号によるものを除き、原則公開とする。
- (5) 審査委員会の会議は非公開とする。
- (6) 審査の経緯、内容等に関する問い合わせには、一切回答しない。また、審査結果について一切の異議申立てはできないものとする。
- (7) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は参加者の負担とする。
- (8) 契約締結後の機器設置、操作研修のスケジュール等については、飯塚市と受託者で別途協議する。

## 18 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市 市民環境部 市民課 (担当:片岡、工藤)

E-mail shimin@city.iizuka.lg.jp

電話番号 0948-22-5500 (内線1014)

FAX番号 0948-26-1384